

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

歯科技工士法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 条例の規定中「歯科技工士試験」を「歯科技工士国家試験」に改める。
- (2) 施行期日は、平成21年9月1日とする。